

○国土交通省令第 号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第四条の規定に基づき、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第三条関係）

項名	
歳入等	
(略)	<p>三 イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第二項に規定する者が同項又は同条第三項の規定により国に納めなければならない手数料</p>
四	<p>水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第四十五条の三第一項に規定する者が同項の規定により国に納めなければならない手数料</p>

改正前

別表（第三条関係）

項名	
歳入等	
(略)	<p>三 イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第二項に規定する者が同項又は同条第三項の規定により国に納めなければならない手数料</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。